

多様な人材の確保

誰もが働きやすい職場に

厚生労働大臣認定マークを取得して 企業アピールしませんか？

認定を受けると、認定マークを商品、広告、求人票などにつけることができ、優良企業であることをPRすることで、企業イメージの向上、優秀な労働者の採用・定着が期待できます。

また、日本政策金融公庫の低利融資や、公共調達の加点評価の対象にもなります。

女性の活躍推進 えるぼし認定

女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った事業主が、一定の要件を満たし、申請を行うことにより認定を受けることができます。



京都府内の認定企業一覧はこちら↓



女性活躍推進法特集ページ

検索

担当：雇用環境・均等室075-241-0504

仕事と育児・不妊治療の両立 くるみん認定

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った事業主が、一定の要件を満たし、申請を行うことにより認定を受けることができます。



京都府内の認定企業一覧はこちら↓



くるみん認定を目指しましょう

検索

担当：雇用環境・均等室075-241-0504

若者の活躍応援 ユースエール認定

若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な中小企業（300人以下）が一定の要件を満たし、申請を行うことにより、認定を受けることができます。



京都府内の認定企業一覧はこちら↓



若者雇用促進総合サイト

検索

担当：訓練課075-277-3224又はハローワーク

障害者雇用 もにす認定

障害者雇用促進法に基づき、障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどが優良な中小企業（300人以下）が一定の要件を満たし、申請を行うことにより認定を受けることができます。



京都府内の認定企業一覧はこちら↓



障害者雇用優良中小事業主

検索

担当：職業対策課075-275-5424又はハローワーク

日本政策金融公庫の融資を受ける際 認定企業は、金利の引き下げ対象となります

認定企業は、株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)が実施する「働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)」を利用する場合、基準利率から引き下げを受けることができます。

働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)

資金使途	働き方改革実現計画を実施するために必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	中小企業事業：7億2,000万円(長期運転資金は2億5,000万円まで) 国民生活事業：7,200万円(運転資金は4,800万円まで)
返済期間	設備資金：20年以内(うち据置期間2年以内)、運転資金：7年以内(うち据置期間2年以内)
利率	基準利率からの引き下げ幅は、認定の種類によって異なります。 また、使途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されるほか、 利率は金融情勢で変動します。詳しくは、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

注1) 融資の対象は、業種と企業規模で一定の要件があります。詳細は日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル(0120-154-505)でご確認ください。また、審査の結果、融資の希望に添えないことがあります。

注2) 働き方改革推進支援資金の申し込みには、株式会社日本政策金融公庫への申請が必要です。詳細は、以下のURLを参照するか、日本政策金融公庫へお問い合わせください。
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html>



認定企業は、公共調達で加点評価の対象となります

各府省が価格以外の要素を評価する調達※1で公共調達を実施する場合は、認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(H28.3.22 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に示されています。

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、認定企業などのワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定し、評価項目が総配点に占める評価割合を定めます※2。

内閣府が示している参考配点例

評価項目	認定等の区分		総配点に占める割合(%) (評価の相対的な重要度等に応じ配点)※3			
			12% の場合	10% の場合	7% の場合	5% の場合
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女活法	プラチナえるぼし	12	10	7	5
		えるぼし3段階目	10	8	6	4
		えるぼし2段階目	8	7	5	3
		えるぼし1段階目	5	4	3	2
		行動計画	2	2	1	1
	次世代法	プラチナくるみん	12	10	7	5
		くるみん(R4改正後)	8	7	5	3
		くるみん(R4改正前)	7	6	4	3
		トライくるみん	6	5	4	3
		くるみん(H29改正前)	5	4	3	2
	若者法	ユースエール	9	8	5	4

※1 価格以外の要素を評価する調達とは、総合評価落札方式または企画競争による調達をいいます。

※2 配点割合も含めた加点評価の詳細は、契約の内容に応じ、公共調達を行う行政機関が定めます。

※3 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高いもので加点が行われます。